

# コーポレートガバナンス基本方針

改正 2022年 7月 5日

## 第I章 総 則

### 第 1 条 (目 的)

この基本方針は、日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めることを目的とする。

### 第 2 条 (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

- 1 当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努める。
- 2 当社は、この基本方針に基づく当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするため、「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し公表する。

### 第 3 条 (コーポレートガバナンスの不断の高度化)

当社は、当社のコーポレートガバナンスの不断の高度化のため、当社の事業および環境の変化ならびに取締役会の実効性評価等を踏まえ、コーポレートガバナンス体制およびこの基本方針等について定期的に見直しを行う。

### 第 4 条 (改 廃)

この基本方針の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

## 第II章 機関構成の選択理由等

### 第 5 条 (機関構成の選択理由等)

- 1 当社は、次の各号に定める観点から監査等委員会設置会社を選択する。
  - (1) 取締役会における監督機能と執行機能の協働体制の構築
  - (2) 迅速かつ果敢な業務執行体制の構築
  - (3) 取締役会から独立した監査等委員会による監査・監督体制の構築

- 2 当社は、取締役および執行役員を選解任等および報酬等に関する透明性および客観的な視点からの牽制を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置する。
- 3 当社は、社外取締役の幅広い経験および見識を経営へ活用するため、経営に関する重要事項等について審議する社外取締役会議を設置する。
- 4 当社は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、業務執行を執行役員が担う執行役員制度を採用する。

### 第Ⅲ章 取締役および取締役会等

#### 第 6 条 (取締役および取締役会の任務)

- 1 取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、次の各号に定める事項を主な任務とする。
  - (1) 経営の基本方針の決定
  - (2) 内部統制システムの基本方針の決定およびその構築・運用の監視
  - (3) 取締役および執行役員の職務の執行の監督
  - (4) コーポレートガバナンス体制の整備
  - (5) 代表取締役の選定および解職
- 2 取締役会は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任する。
- 3 取締役は、総代からの信任に応えるべく、その職務の執行について当社に対する善管注意義務および忠実義務があることを認識し、取締役会の議案に対して十分に検討するとともに、必要に応じて説明の要請や意見表明を行う等積極的に議論に参加し、もって取締役会の任務の遂行に参画する。
- 4 社外取締役は、各々の経験および見識に基づき、客観的な立場から前項に定める職責を担うとともに、業務執行に対して助言を行う。

#### 第 7 条 (取締役会の構成)

- 1 取締役会は、前条第 1 項に定める任務を果たすため議論に適した規模とし、当社の事業ならびに客観的な立場からの監督および助言の必要性に鑑み、取締役会全体としての経験、見識および視点等の多様性を確保する。
- 2 当社は、当社の事業に精通した取締役と客観的な立場から監督および助言を行う社外取締役のバランスを確保するため、取締役のうち 3 分の 1 以上を社外取締役とするとと

もに、執行役員を兼務する取締役を選任する。

#### 第 8 条 (取締役(監査等委員である者を除く。)の選任)

- 1 前二条に定める取締役および取締役会の任務ならびに取締役会の構成を踏まえた取締役(監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。)候補者の選定基準は、次の各号に定めるとおりとする。なお、候補者が当社以外の役員等を兼任する場合、当社取締役としての職務の執行に支障がないことを確認する。
  - (1) 常務に従事する取締役候補者については、保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たしていること
  - (2) 社外取締役候補者については、企業経営者、学識経験者または法務その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役であること
  - (3) 社外取締役候補者以外の取締役候補者については、当社の経営に資する豊富な経験および実績を有していること
- 2 取締役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 代表取締役および定款に定める役付取締役は、取締役の中から、経験、実績、見識および人格等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定する。

#### 第 9 条 (取締役(監査等委員である者を除く。)の解任等)

- 1 指名・報酬諮問委員会は、取締役(監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。)が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当該取締役の解任議案の総代会への提出の要否、ならびに代表取締役および定款に定める役付取締役の解職の要否について審議を行う。
  - (1) 常務に従事する取締役について保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たさなくなった場合
  - (2) 取締役としての職務の執行に重大な懈怠があった場合
  - (3) 著しい業績不振が相当期間継続した場合
  - (4) 取締役としてふさわしくない非行があった場合
  - (5) 心身の故障等、取締役としての職務の執行が困難となった場合
  - (6) 前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 取締役の解任議案は、前項に定める審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を

求める。

- 3 代表取締役および定款に定める役付取締役の解職は、第1項に定める審議を経て、取締役会が決定する。
- 4 前二項の定めにかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、取締役の解任議案の総代会への提出、ならびに代表取締役および定款に定める役付取締役の解職を行うことができる。

#### 第 10 条 (取締役 (監査等委員である者を除く。 ) の任期)

- 1 取締役 (監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。 ) の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。なお、補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 当社は、取締役の再任可否を判断するにあたっては、第8条第1項に定める取締役候補者の選定基準に加え、当該取締役の当社取締役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案する。

#### 第 11 条 (取締役 (監査等委員である者を除く。 ) の報酬等)

- 1 取締役 (監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。 ) の報酬等は、当社が生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、長期性および安定性を重視した体系および水準とする。
- 2 取締役の報酬等の体系は、原則として、固定報酬である月例報酬、業績連動報酬である賞与および業績連動退任時報酬で構成する。
- 3 取締役の報酬等の水準は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、経営環境、業績、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査および指名・報酬諮問委員会における審議等を踏まえ、各取締役の役位、在任年数および職務内容ならびにリスク管理を含む中長期的な観点からの経営への貢献度等を総合的に勘案して決定する。
- 4 取締役の報酬等は、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会が決定する。

#### 第 12 条 (取締役会の運営)

- 1 取締役会の議案、審議時間および開催頻度は、取締役会の任務の遂行のために必要かつ十分な議論が可能となるように設定する。
- 2 取締役は、建設的で充実した議論を行うため、必要に応じ取締役会の議案について事前に説明を受ける。

#### 第 13 条 (取締役会の実効性評価)

取締役会は、取締役会全体の実効性について定期的に分析および評価を行い、その結果の概要を公表する。

#### 第 14 条 (指名・報酬諮問委員会の任務)

- 1 指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、次の各号に定める事項を審議し、その結果を取締役に答申する。
  - (1) 取締役および執行役員等の選解任の案に係る取締役会付議案
  - (2) 代表取締役、定款に定める役付取締役および役付執行役員の選定および解職に係る取締役会付議案
  - (3) 取締役（監査等委員である者を除く。）および執行役員等の報酬等に係る取締役会付議案
- 2 指名・報酬諮問委員会は、監査等委員会がその監督に係る任務を適切に遂行するため、監査等委員会に必要な報告を行う。

#### 第 15 条 (指名・報酬諮問委員会の構成)

指名・報酬諮問委員会は、社外取締役（監査等委員である者を除く。）、会長および社長から成り、その過半数および委員長を独立社外取締役とする。

#### 第 16 条 (社外取締役会議の任務)

社外取締役会議は、当社の経営の基本方針その他の経営に関する重要事項について審議する。

#### 第 17 条 (社外取締役会議の構成等)

社外取締役会議は、すべての社外取締役、会長および社長から成り、必要に応じて、当社役職員および社外有識者等に参加を求める。

### 第IV章 執行役員の任務

#### 第 18 条 (執行役員の任務)

執行役員は、取締役会の定める方針等に沿って、次の各号に定める事項を行うことを

任務とする。

- (1) 迅速かつ果敢な業務執行
- (2) 環境変化等に応じた経営戦略および方針の立案等
- (3) 業務執行状況の定期的な分析および評価
- (4) 前二号に定める事項の適時適切な取締役会への付議

## 第V章 監査等委員会および監査等委員

### 第 19 条 (監査等委員会の任務)

- 1 監査等委員会は、能動的な調査権限の行使、内部統制システムの利用および取締役（監査等委員である者を除く。）の選解任および報酬等に関する意見陳述権の行使等を通じ、取締役会から独立した機関として取締役の職務の執行の監査および監督を行うことを任務とする。
- 2 監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等を行うため、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第 20 条 (監査等委員会の構成)

- 1 監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等に必要な規模とし、全体として、当社の業務に関する知識および情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保する。
- 2 当社は、監査等委員のうち過半数を社外取締役である監査等委員とする。

### 第 21 条 (監査等委員の選任)

- 1 第6条および第7条に定める取締役および取締役会の任務ならびに取締役会の構成ならびに前二条に定める監査等委員会の任務ならびに監査等委員会の構成を踏まえた監査等委員候補者の選定基準は、次の各号に定めるとおりとする。なお、候補者が当社以外の役員等を兼任する場合、当社監査等委員としての職務の執行に支障がないことを確認する。
  - (1) 保険業法第8条の2に定める監査等委員の適格性を満たしていること
  - (2) 社外監査等委員候補者については、企業経営者、学識経験者または法務、財務会計その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役で

あること

(3) 社外監査等委員候補者以外の監査等委員候補者については、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有していること

2 監査等委員候補者は、前項に定める選定基準に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議および監査等委員会の同意を得て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

## 第 22 条 (監査等委員の解任)

1 指名・報酬諮問委員会は、監査等委員が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当該監査等委員の解任議案の総代会への提出の要否について審議を行う。

(1) 保険業法第8条の2に定める監査等委員の適格性を満たさなくなった場合

(2) 監査等委員としての職務の執行に重大な懈怠があった場合

(3) 監査等委員としてふさわしくない非行があった場合

(4) 心身の故障等、監査等委員としての職務の執行が困難となった場合

(5) 前各号に準ずる事由が発生した場合

2 監査等委員の解任議案は、前項に定める審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

3 前項の定めにかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、監査等委員の解任議案の総代会への提出を行うことができる。

## 第 23 条 (監査等委員の任期)

1 監査等委員の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。なお、補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 当社は、監査等委員の再任可否を判断するにあたっては、第21条第1項に定める監査等委員候補者の選定基準に加え、当該監査等委員の当社監査等委員としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案する。

## 第 24 条 (監査等委員の報酬等)

監査等委員の報酬等は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、各監査等委員の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境および業績等を踏まえた適切な水準として、監査等委員の協議により決定する。

## 第VI章 取締役に対する情報提供および支援

### 第 25 条 (取締役に対する情報提供)

- 1 当社は、取締役の職務の執行の実効性を確保するため、取締役に対し必要な情報提供を行う。
- 2 当社が社外取締役に対する情報提供を円滑に行うため、社外取締役（監査等委員である者を除く。）については秘書部および総合企画部が、社外監査等委員については監査等委員会室が、それぞれ必要な環境の整備に当たる。

### 第 26 条 (取締役に対する支援)

当社は、取締役の職務の執行の実効性を確保するため、取締役の就任時および在任期間中に、必要な知識の習得および更新の機会を提供する。

## 第VII章 社員との対話および情報開示

### 第 27 条 (総代その他の社員との対話)

当社は、相互会社として社員の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の取組みを通じ、総代およびその他の社員との建設的な対話を促進する。

### 第 28 条 (情報開示)

当社は、保険業法その他の法令を遵守し、これらに基づく適切な情報開示を行う。また、法令に定める開示基準に該当しない場合でも、お客様、投資家その他のステークホルダーが当社に対する理解を深め、または当社に対する権利行使もしくは投資判断を行うために有用性が高いと考えられる情報、および当社の経営に影響を与える重要な情報等について、適時適切かつ積極的に情報開示を行う。